



御注意
「30」から「32」までの各欄には、連結親法人のうち、当期末における資本の金額若しくは出資金額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社を除きます。)について記載します。

署受付印		平成 年月日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	税務署処理欄 連結申告 連結グループ整理番号 連結事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 通信日付印 年月日 一連番号 連結事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 通信日付印 年月日 年度処理 直前事業 年月日 年度処理 直前事業 年月日
税務署長殿				連結親法人整理番号					
納税地		電話() -		期末現在の資本の金額又は出資金額		円			
(フリガナ)				同非区分		同族会社	非同族の同族会社	非同族会社	
連結親法人名				経理責任者自署押印		(印)			
(フリガナ)				旧納税地及び旧法人名等					
代表者自署押印				添付書類		貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帳簿額に関する書類、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書			
代表者住所									

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

別表付要否 ○否 ○

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

連結事業年度分の申告書

(連結中間申告の平成年月日)
(場合の計算期間平成年月日)

税理士法第30条の書面提出有 ○ 税理士法第33条の2の書面提出有 ○

連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「47の①」)	1	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額(45)	16	十億 百万 千 円
法人税額(36)又は(37)	2			連結中間納付額(14) - (13)	17	
法人税額の特別控除額(別表六の二(三)「16」+別表六の二(四)「25」+別表六の二(五)「36」+別表六の二(六)「46」+別表六の二(七)「56」+別表六の二(八)「37」+別表六の二(九)「36」)	3			連結欠損金による還付請求税額	18	外
差引法人税額(2) - (3)	4			計(16) + (17) + (18)	19	外
1)リース特別控除取戻税額(別表六の二(十一)「30」+別表六の二(十八)「30」+別表六の二(十九)「30」)	5		この申告が修正申告である場合	連結所得金額又は連結欠損金額	20	
土利益譲渡金	6	0 0 0	この申告が修正申告である場合	課税土地譲渡利益金額	21	
同上に対する税額(38) + (39) + (40)	7		この申告が修正申告である場合	課税連結留保金額	22	
連留保	8	0 0 0	この申告が修正申告である場合	法人税額	23	
連結	9		この申告が修正申告である場合	還付金額	24	外
法人税額計(4) + (5) + (7) + (9)	10	0 0	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(((15) - (23))若しくは((15) + (24))又は((22) - (19)))		25	0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11		連結欠損金の当期控除額(別表七の二「2の計」及び「18」)		26	
控除税額(((10) - (11))と(4)のうち少ない金額)	12		翌期へ繰り越す連結欠損金(別表七の二「3の合計」)		27	
差引連結所得に対する法人税額(10) - (11) - (12)	13	0 0	この修あこの正の申場告合前がでのの連結欠損金の当期控額		28	
連結中間申告分の法人税額	14	0 0	翌期へ繰り越す連結欠損金		29	
差引確定税額(連結中間申告の場合は法人税額その税額とし、マイナスの場合は、(17)に記入)(13) - (14)	15	0 0	(30)の24%相当額		34	
法人税額の計算連中連結小法人親法人の法人場合(1)の金額又は800万円×12相当額のうち少ない金額(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1) - (30)	30	0 0 0	(31)の32%相当額		35	
連続所得金額(30) + (31)	32	0 0 0	法人税額(34) + (35)		36	
連続所得金額(1)	33	0 0 0	法人税額((33)の32%相当額)		37	
土税額の譲渡税額(別表三(二)「27」)	38	0	土税額の譲渡税額(別表三(三)「23」)		40	0 0
同上(別表三(二)「28」)	39	0				
控除税額の計算所得税の額(別表六の二(-)「6の③」)外國税額(別表六の二(二)「15」)計(41) + (42)	41		銀行 支店 預金 郵便局			
控除した金額(12)	44		口座番号 貯金記号番号(郵便貯金振込のみの場合)			
控除しきれなかった金額(43) - (44)	45		*※税務署処理欄			